

寄附は **NO!**



選挙のめいすいくん



メイちゃん

有権者は求めない!
政治家は贈らない!



運動会やスポーツ大会への
飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



町会の集会や旅行等の
催し物への寄附や飲食物の
差し入れ



落成式・開店祝いの花輪



お中元・お歳暮



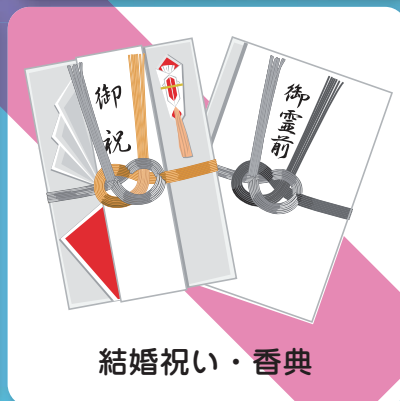
入学祝い・卒業祝い



葬式の花輪・供花



病気見舞い



結婚祝い・香典

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を
問わず**法律で禁止**されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることは**禁止**されています。